

# 埼玉労働局からのお知らせ(11)

## 申告書の提出方法について

### ① 電子申請をご活用ください。

- ◆ 24時間申告・納付が可能です。
- ◆ インターネットを經由して『カンタン・便利』に手続きできます。
- ◆ 詳しくは同封のリーフレット・パンフレットをご参照ください。

※電子申請で申告後、納付書(領収済通知書)により金融機関での納付も可能です。

### ② 郵送される場合 → 送付先:埼玉労働局(総務部労働保険徴収課あて)

- ◆ 1枚目の「提出用」のみを送付してください。
  - ・申告書と納付書(領収済通知書)は切り離してください。
  - ・2枚目(事業主控)は、はがして保管してください。
  - ・賃金集計表(A3)の提出は不要です。
  - ・一括有期事業(建設業・林業)は、総括表、報告書もご提出ください。
- ◆ 事業主控に受付印が必要な場合は、必ず返信用封筒(切手貼付したもの)を同封してください。**誤送付防止のため、返信用封筒の同封がない場合は事業主控を返却できませんのでご了承ください。**

〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2  
ランド・アクシス・タワー15階

### ③ 窓口へ持参される場合

- ◆ 埼玉労働局(労働保険徴収課)または 管轄の労働基準監督署(労災課)にご持参ください。
  - ・11で始まる労働保険番号はすべて埼玉労働局で受付できます。
  - ・公共職業安定所(ハローワーク)の窓口では受付できません。
- ◆ 埼玉労働局では15階入口のブースで受付をしておりますが(8時30分~17時15分)、7月7日~7月10日の期間(9時30分~16時00分)は、14階集合受付会場にお越しください。

### ④ 金融機関で提出される場合

- ◆ 納付がある場合のみ、金融機関窓口で申告書の提出ができます。
  - ・申告書と領収済通知書(納付書)は、切り離さずに金融機関窓口へお持ちください。
  - ・納付する金額がない場合は、金融機関での提出はできません。
  - ・口座振替をご利用の場合は、金融機関での提出はできません。
- ◆ 一括有期事業総括表、報告書は、金融機関窓口では提出できませんので、埼玉労働局労働保険徴収課あてにご提出ください。

## 提出先(管轄)について

都道府県「11」で始まる労働保険番号は、すべて埼玉労働局(労働保険徴収課)で受け付けております。

① 労働保 険番号	都道府県		所掌	管轄(1)		基幹番号						枝番号		
	1	1	1	0	1	●	●	●	●	●	●	—	●	●

・年度更新の審査は埼玉労働局で集中的に行っておりますので、監督署の管轄にかかわらず申告書は埼玉労働局あてにご提出ください。

・「111」で始まる労働保険番号(みどり色の封筒)は、管轄の労働基準監督署(労災課)窓口でも受け付けております。

・「113」で始まる労働保険番号(あお色の封筒)は、二元適用(建設業等)の雇用保険の番号ですが、公共職業安定所(ハローワーク)では受付を行いませんので、埼玉労働局(労働保険徴収課)にご提出ください。

### 労働基準監督署の管轄区域一覧 (労働保険番号の管轄(1)をご確認ください)

管轄(1)	所在地	管轄区域
01	さいたま労働基準監督署 ㊟048-600-4802 〒330-6014 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー14階	さいたま市(のうち岩槻区を除く) 和光市 朝霞市 志木市 新座市 鴻巣市(のうち旧川里町を除く) 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町
02	川口労働基準監督署 ㊟048-252-3804 〒332-0015 川口市川口 2-10-2	川口市 蕨市 戸田市
04	熊谷労働基準監督署 ㊟048-511-7002 〒360-0856 熊谷市別府 5-95	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町
05	川越労働基準監督署 ㊟049-242-0893 〒350-1118 川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎2階	川越市 東松山市 富士見市 ふじみ野市 小川町 坂戸市 鶴ヶ島市 嵐山町 越生町 川島町 滑川町 吉見町 東秩父村 鳩山町 毛呂山町 ときがわ町
06	春日部労働基準監督署 ㊟048-615-9177 〒344-8506 春日部市粕壁東1-20-30 春日部労働総合庁舎2階	春日部市 さいたま市(のうち岩槻区) 久喜市 草加市 越谷市 三郷市 八潮市 蓮田市 幸手市 吉川市 宮代町 白岡市 杉戸町 松伏町
07	所沢労働基準監督署 ㊟04-2995-2586 〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎3階	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 日高市 三芳町
08	行田労働基準監督署 ㊟048-556-4195 〒361-8504 行田市桜町 2-6-14	行田市 加須市 羽生市 鴻巣市(のうち旧川里町)
09	秩父労働基準監督署 ㊟0494-22-3725 〒368-0024 秩父市上宮地町 23-24	秩父市 皆野町 長瀬町 小鹿野町 横瀬町

03はありません(旧浦和署)

## 集合受付のご案内

窓口混雑期間は、以下のとおり集合受付を行います。

会場の都合上、来場には公共交通機関をご利用ください。

管轄	日程(土日を除く)	受付時間	会場	所在地
埼玉労働局 (さいたま署)	7月7日(火)～ 7月10日(金)	9:30～16:00	さいたま労働基準監督署 14階会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階 <b>(駐車場有料)</b>
↑さいたま署では労働局と合同で行いますので、管轄にかかわらず埼玉管内すべての申告書(11で始まる労働保険番号)を受付いたします。				
川口署	7月6日(月)～ 7月10日(金)	9:30～16:00	川口労働基準監督署 3階会議室	川口市川口2-10-2
熊谷署	7月8日(水)～ 7月10日(金)	9:30～16:00	<b>上柴公民館 小会議室1</b> <b>※外部会場になります</b>	<b>深谷市上柴町西4-2-14</b> <b>(アリオ深谷 3階キララ上柴)</b>
川越署	7月6日(月)～ 7月10日(金)	9:30～16:00	川越労働基準監督署 会議室	川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎2階
春日部署	7月7日(火)～ 7月10日(金)	9:30～16:00	春日部労働基準監督署 第2、第3会議室	春日部市粕壁東1-20-30 春日部労働総合庁舎 2階
所沢署	7月7日(火)～ 7月10日(金)	9:30～16:00	所沢労働基準監督署 会議室	所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎3階
行田署	7月8日(水)～ 7月10日(金)	9:30～16:00	行田労働基準監督署 1階会議室	行田市桜町2-6-14
秩父署	7月8日(水)～ 7月10日(金)	9:30～16:00	秩父労働基準監督署 1階会議室	秩父市上宮地町23-24

※公共職業安定所(ハローワーク)では年度更新の受付は行っておりません。

### 《申告書の書き方がわからない方へお願い》

- ① 申告書の書き方がお分かりにならない場合でも、賃金集計表は作成の上お越してください。
- ② 申告書の必要事項(事業主欄等)はあらかじめご記入お願いします。
- ③ 一括有期事業(建設業等)の場合は、一括有期事業報告書と総括表を作成の上お越してください。

## その他、お役立ち情報、注意事項等

### 年度更新申告書計算「支援ツール」が便利です

厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

エクセルのシートに賃金額を入力すると、「賃金集計表」と「申告書(見本)」が作成できます。

建設事業用「一括有期事業報告書・総括表」もあります。

厚生労働省ホームページ:主要様式ダウンロードコーナー

(労働保険適用・徴収関係主要様式)

労働保険 ダウンロード

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html)

### 記入方法についてのご相談はコールセンターが便利です

【電話番号】 **0120-963-339**

【開設期間】 5月28日(木)~7月17日(金) 【受付時間】 9時~17時 (土日を除く)

### はじめて年度更新の申告をする方へ

申告書の内容が間違っているか不安な場合は、以下のとおり埼玉労働局に郵送してください。

- ① 申告書は2枚目(事業主控)をつけたまま、  
納付書(領収済通知書)は切り離さずに送ってください。  
納付書の金額は未記入のままかまいません。
- ② 必ず返信用封筒(切手貼付したもの)を同封してください。
- ③ 労働局で審査をして、間違いがあれば訂正いたします。  
申告書2枚目(事業主控)と納付書を返却しますので、内容  
をご確認の上金融機関で保険料の納付をお願いします。

〒330-6016  
さいたま市中央区新都心 11-2  
ランド・アクセス・タワー 15 階  
埼玉労働局 総務部  
労働保険徴収課あて

※誤送付防止のため、返信用封筒の同封がない場合は事業主控を返却できませんのでご了承ください。

### 申告書に不備や誤りがある場合

・審査を委託している民間事業者から連絡をすることがありますので、ご対応をお願いします。委託事業者名については別添リーフレットをご覧ください。

### 申告書の再発送の依頼は埼玉労働局へ

・労働基準監督署では申告書の発行ができませんので、ご連絡は埼玉労働局労働保険徴収課(電話 048-600-6203)をお願いします。

### ご申告はお早めに

申告書は6月1日(月)から受付を開始しています。

7月以降はお電話も窓口も混み合いますので、お早めの申告にご協力お願いいたします。